

納税者の権利を守れと税務署交渉

収受印押なつを廃止するな！西税務署と交渉

9月27日(金)午後3時から、名古屋北部民商・北名古屋民商の代表は、西税務署との交渉を行いました。北部民商の小塩会長、前田婦人部長、事務局2名、北名古屋民商の竹内事務局長5人が参加。

税務署からは、杉井総務課長はじめ、第一部門統括官、徴収部門統括官、課長補佐の4人。「消費税減税、インボイス制度廃止」など税制については、「税の執行機関でありコメントする立場にない」「要望については上部機関へ伝える」と従来どおりの回答でした。また、「税務相談停止命令制度」については、「一般的な知識の学び合いを規制するものではない」「税理士以外のものが、税理士法上の財務や課税標準、税額を決めるなどを業として行う場合に抵触するおそれがある」と説明。日付収受印については「令和7年1月1日より、収受印を廃止するが、情報開示請求や閲覧、オンラインでの開示請求などほかの方法で確認ができる」と説明。

それに対し民商側から「外国人の会員が、外国人登録や入管手続きなどで、必ず押印のある申告書を求められるので、押印してもらえないと、とても困ると聞いている」「確定申告書や青色申告の届け出など、何を出したのか、リーフレットでは分からないし、職員の皆さんも、押印のほうが業務の負担が少ないのでは」などと訴えました。税務署側も、「ヒューマンエラーが絶対にはないとは言えないが、私たちの立場でこうしますとは言えない」と困った様子でした。

その他、事前通知の問題、滞納者への対応についても要望。「国保料が高くなっている。今後、県単位化による保険料統一でもっと上がるようだが、インボイスにより、低収入の業者やフリーランスは消費税とのダブルパンチで滞納が増えると予想される。これまで以上に親身な相談を」と言う。「確かに、国保料は高いですね」と署員もうなづいていました。



西税務署前で

青年部が「法人設立学習会」開催

9月27日(金)午後7時から、「法人設立学習会」を開き、40代の会員を中心に10人が参加。東部民商の杉本副会長も「地元の民商の企画の参考にしたい」と参加しました。青年部員の「法人を作ろうと思うけど、詳しく勉強したい」との要望に応え企画。講師は、知多中央民商会長でもある春原行政書士に依頼し、「法人とは」「法人と個人の違い」など基本的なことや、会社設立の手順、注意するポイントなど分かりやすく説明していただきました。参加者は「今は個人のままでいいと思っているけれど、この先、法人を作ったほうがいいのか検討するため勉強にきました」「今の仕事のほかに人材派遣業を考えている。法人にしないとクリアできないことがいろいろあるので、具体的に知りたい」など、状況は様々でしたが、みな熱心に耳を傾けていました。春原さんが、「法人のメリット、デメリットについては、すでに会社を作って経営している橋本さんに聞いてみましょう」と発言を促すと、橋本さんが自身の考えを発言。橋本さんは「まず、皆さん勘違いしている人が多いが、法人を設立したからといって個人事業を廃業する必要はない。両方のメリットがある」「自分が感じているのは、建設業では法人の方が、仕事を取りやすい。また、法人の方が、個人と会社のお金の線引きがしっかりできる」「法人で役員報酬を取り社会保険に加入することで、高い国保料を払わなくて済む」などと話しました。最後に、10月5日、6日の全国業者青年交流会に参加する松原秀憲さんが「しっかり勉強して、皆さんに報告したいと思います」と挨拶しました。



10月の出張法律相談 担当 伊藤勤也弁護士(名古屋北法律事務所・ちくさ事務所)

<日時> 10月23日(水)午後2時～4時 <場所> 民商事務所3階(相談希望の方は予約してください)